

群馬県空手道連盟の報奨金に関する規程を次のように定める。

## 《報奨金交付規程》

### 〈目的〉

第1条 この規程は、本連盟に所属する選手に報奨金を交付し、本県空手道の競技力向上に資することを目的とする。

### 〈交付の対象〉

第2条 交付は、国民体育大会で入賞した者に対して行う。

### 〈交付を行う者〉

第3条 交付は群馬県空手道連盟会長が行う。

### 〈具申の方法〉

第4条 交付に該当する者がいるときは、事務局より群馬県空手道連盟会長宛に具申するものとする。

### 〈報奨金の金額〉

第5条 この規程で報奨金の額は、次の範囲とし、一大会で複数の入賞を果たした場合は加算する。

1	優勝	100,000円
2	準優勝	70,000円
3	ベスト4	50,000円
4	ベスト8	30,000円
5	監督・コーチとして参加する者	そのつど定める

### 〈交付の決定〉

第6条 交付は、具申に基づいて、常任理事会の議を経て群馬県空手道連盟会長が決定する。

### 〈交付の期日・方法〉

第7条 交付は、本人またはその家族に、口座振り込みまたは手交をもって行う。

### 〈その他〉

第8条 この規程に定めるもののほか、報奨金の交付に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則 この規程は 平成31年 4月 1日 施 行